

運 営 規 程

～（小規模生活単位型特別養護老人ホーム）～

特別養護老人ホーム 泉の杜

令和6年4月1日改訂

特別養護老人ホーム泉の杜（指定介護老人福祉施設）

運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人再命会が開設する小規模生活単位型特別養護老人ホーム「泉の杜」（以下「施設」という）が行う指定介護福祉施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある入居者の個性、自由を重視した生活を営めるようサポートすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 一 名 称 | 特別養護老人ホーム <small>いずみ もり</small> 泉の杜 |
| 二 所在地 | 姫路市豊富町神谷3041-20 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 （常勤職員 1人）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 （非常勤職員 1人）
入居者に対して、健康管理および療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人（常勤職員 1人、介護支援専門員と兼務）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 53人（常勤職員 41人・パート職員 9人・派遣職員 3名）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 7人（常勤職員 5人・パート職員 2人）
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 六 （管理）栄養士 1人（常勤職員1人）
食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人（パート職員 1人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 4人（専任常勤職員 1人・兼任常勤職員 2人・パート職員 1人）
入居者の入居、退居、その他変更異動手続き事務及び家族間の連絡調整に関することを行う、また、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 九 事務職員 5人 （常勤職員 5人）
金銭の出納、物品の購入及び保管に関する等、必要な事務を行う。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。（尚、前項の職員の配置人数は、併設短期入所生活介護との総数による。）

第3章 入居定員

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は、70人とする。

第6条 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 12ユニット
- 二 ユニットごとの入所定員 各ユニットの入所定員は次のとおりとする。

ユニットの位置		入居者定員	
		介護老人福祉施設	短期入所生活介護
2 階	Aユニット	6 人	2 人
	Bユニット	5 人	2 人
	Cユニット	5 人	2 人
	Dユニット	7 人	1 人
3 階	Aユニット	6 人	2 人
	Bユニット	6 人	1 人
	Cユニット	5 人	2 人
	Dユニット	7 人	1 人
4 階	Aユニット	6 人	2 人
	Bユニット	6 人	1 人
	Cユニット	5 人	2 人
	Dユニット	6 人	2 人

（定員の遵守）

第7条 施設は災害その他のやむを得ない場合を除き、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 施設は、指定介護福祉施設サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（入退所）

第9条 施設は心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な方に対して、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒否出来ないものとする。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サ

ービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

- 5 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その者の心身状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 6 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討するものとする。
- 7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員間で協議しなければならないものとする。
- 8 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 9 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

- 第10条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われてない場合は、入居申込者の意思を踏まえて、速やかに申請が行えるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行うものとする。

（サービスの取扱方針）

- 第11条 サービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 指定介護福祉施設サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 職員は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介 護）

第 12 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援を行うものとする。

- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることが出来るものとする。

- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。

- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

- 6 施設は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援を行うものとする。

- 7 施設は、常時 1 人以上の常勤介護職員を介護に従事させるものとする。

- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

（食事の提供）

第 13 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を獲ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第 14 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（機能訓練）

第15条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

第16条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行出来るものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

（健康管理）

第17条 施設の非常勤医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 施設の非常勤医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要事項を記載する。但し、健康手帳を有しない入居者については、この限りでないものとする。

（口腔衛生等の管理）

第18条 施設は入居者の口腔機能の維持管理等の観点から、口腔の健康状態に応じた効果的・効果的な口腔清掃等を行うと共に、リハビリ・栄養・口腔の一体的な実施による摂食・嚥下機能の維持・向上、栄養状態の改善等を行うものとする。

2 施設は歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士によって、介護職員に対する「口腔衛生管理に係る技術的助言・指導」を年2回以上受け、口腔衛生管理の実施計画を3ヶ月に1回以上定期的に作成するものとする。

（入居者の入院期間中の取り扱い）

第19条 施設は、入居者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合には、入居者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

（利用料等の受領）

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供し

た際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることが出来るものとする。
 - 一 ユニット型個室居住費（以下「居住費」という）
 - 二 食費
 - 三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 四 理美容代
 - 五 サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対して、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（居住費及び食費の額）

- 第21条 居住費及び食費は施設と利用者との契約により定めるところとする。
- 2 利用者が支払う居住費の範囲は、室料及び高熱水費相当とする。
ユニット型個室 1日当たり 2,920円
但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
 - 3 利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とする。
食費 1日当たり 1,670円 また、入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用は実費とする。
但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
 - 4 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業の軽減対象となる利用者については、市町村が交付する「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の内容に基づき、サービス費及び居住費・食費等の軽減を行うものとする。

（居住費及び食費の額の変更）

第22条 施設は、居住費及び食費について、見積当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として、居住費及び食費の額を変更する場合がある。

2 施設は、居住費及び食費の額を変更する時は、変更を行う1ヶ月前までに、入居者又はその家族に対し、変更後の居住費と食費の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（外出及び外泊）

第24条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

（健康保持）

第25条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診するものとする。

（衛生保持）

第26条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

（禁止行為）

第27条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならないものとする。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す場合。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼす場合。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する場合。
- 四 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出す場合。

第6章 緊急時及び非常災害等の対応

（緊急時等における対応方法）

第28条 施設は、入居者に対するサービスの提供を行っている時に、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医師（主治医）又は施設が定めた協力医療機関に連絡を行うと共に、管理者に報告する。また、医師（主治医）への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の号に定める措置を講じるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

四 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

3 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

4 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

5 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではないものとする。

（衛生管理等）

第29条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 施設における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね3ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 施設は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的の実施する。

四 施設は、すべての従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

五 前4号に掲げるものの他、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（非常災害対策）

第30条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他の他施設の運営に関する重要事項

（受給資格等の確認）

第32条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮して指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

（サービスの提供の記録）

第33条 施設は、入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載を行うものとする。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載を行うものとする。

（入居者に関する市町村への通知）

第34条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められる時。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしている時。

（勤務体制の確保等）

第 35 条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することが出来るよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安定して日常生活を送ることが出来るよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。但し、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（掲 示）

第 36 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（協力医療機関）

第 37 条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために協力医療機関を定める（また、協力歯科医療機関を定める。）ものとする。

- 2 施設は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等と実効性のある連携体制の構築を行うものとする。
- 3 施設は、1 年 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するものとする。
- 4 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることが出来るように努めるものとする。

（秘密保持等）

第 38 条 施設は、従業者及び従業者であった者に対し、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持させるために、従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第 39 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を

紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をしない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）

第 40 条 事業者は、入居者又はその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置や苦情処理第三者委員の選任をする等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、提供したサービスに関して、介護保険法第 23 条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合には、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

- 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 41 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は入居者の家族等による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 42 条 施設は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。但し、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合等には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や適正な手続きにより身体等拘束を行う場合があるものとする。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を3ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（従業者への認知症介護に係る研修の実施）

第43条 施設は、全ての従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 一 採用時研修 採用時オリエンテーション時
- 二 継続研修 年1回以上

（ハラスメントの防止に関する事項）

第44条 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（地域との連携）

第45条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

（会計の区分）

第46条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

（記録の整備）

第47条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（法令との関係）

第48条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに老人福祉法及び介護保険法の法令に定めるところによるものとする。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。